

平成 24 年 4 月 10 日  
自治基本条例推進会議の進め方

委員



## 1. 会議の内容

(1) 条例が適正に運用され、その役割を十分果たしているか、この条例に基づいて市民、議会、市長等がそれぞれの役割を担っているかを確認し、検証する。

- ①確認方法の検討
- ②検証方法の検討

(2) 自治基本条例の適切な運用について

- ①条例等の体系化。既存の条例等との整合性の確認。
- ②進捗状況の体系化。自治の基本原則（参加・協働・情報共有）を推進する仕組みづくりの検討。

(3) 自治基本条例の普及について、自治基本条例があることを知つてもらう。

自治基本条例は住みよい街の実現の為の物であることを啓発する。

- ①若い世代への普及の取り組みを具体的にどのようにしていくかを検討。
- ②地域コミュニティ組織への普及の取り組みを具体的にどのようにしていくか検討。
- ③市民活動の団体への普及の取り組みを具体的にどのようにしていくか検討。

## 2. 具体策

- ①全体で討議しても膨大な時間と労力がかかってしまう。そこで、グループに分け討議する。
- ②進行状況を報告する
- ③中間報告
- ④報告書作成
- ⑤市長に答申

## 第二回 自治基本条例推進会議（案）

委員 ■■■■

【前提条件】「自治基本条例の適切な運用」の定義付け

私見：自治基本条例の理念に照らし条例等が適切に運営されているか

市民は市の取組みに対し、適切なチェックを行っているか

理由：自治基本条例自体は具体的な手続き等について定めたものではなく、まちづくりの活動にとって直接的に関わるのは、活動への申請・助成や、市の対応について取り決められた条例等ではないかと思われる。よって、それら条例等が自治基本条例の理念を踏まえており、その条例等に基づく手続きが渋れなくされているかが「適切な運用」の意味するところではないかと思う。

この「適切な運用」を判定するために、市民は、市側の運用が消極的でも積極的に過ぎるでもなく、適切に行われているかを監視しなければならないと考える。

※以下、上記の定義を踏まえた上での会議案

### 1. 自治基本条例の適切な運用について

#### (1) 現状確認

##### ① 市が行ってきた取組みの確認

平成23年2月の「自治基本条例の実効性を確保するための課題について」に沿い、以下の点で確認する。

A)他条例との整合性の確認・検証における市の見解について（途中であれば進捗状況の確認）。

B)他、運用に関する市の取組み状況について（取組みの目的、妥当性判断）。

##### ② 市民による、市の取組みの監視状況

市が適切な運用を行っているか（または取組み中であるか）について、市民による確認がとられるような仕組みがとられているか、あるいは検討中か。

#### (2) ①②を踏まえ、不足する点について取組み案を検討（場合により次回以降持越し）

なお、「自治基本条例の普及について」は前回委員が答申を作成済みであり、それを受けた市の取組みを検証する必要があるが、現時点での検証は時期尚早である。よって、市側による取組み状況の検証が済んでから議題とすべきではないかと考える。

### 2. 会議の進め方について

現状把握については全体会議。その後必要に応じグループワークで進行。

以上

平成24年5月7日

自治基本条例推進会議の討議内容や会議進行について

委員



頭に思い浮かんだものを3点書きます。まとまりはないですがご了承ください。

【自治の大原則】参加・協働・情報共有  
これら3つをわかりやすく示すことができる仕組み

【条例そのもの】

若者を含めた幅広い世代への普及が必要（老若男女／個人／コミュ組織／市民団体）  
「自分たちが暮らし、働く街なのだから、自分たちの手で作り上げる」という、ある種の  
一体感のような意識を市民が持つことが大事。

【会議進行】

全体討議の形が基本になるとは思うが、それだと時間が掛かる時がある。特に一人ひとり  
が発言すると膨大な時間を要する。それを解消するため、また、委員間の交流も図るために  
グループで討議する機会も設ける。

以上

2012年5月8日

## 24年度自治基本条例推進会議の審議内容の提案



1. 自治の進展度合いをはかる指標を市長など市役所、議会、市民の各領域でもつことをはかる。

たとえば、

(1) 市役所では、市民との協働事業の事業数。もちろん、自治会、NPO、企業がそのパートナーに含まれます。

(2) 議会では、市民を交えた議会説明会や公開討議を何回行ったか、など。議員提案の案件を何本、提出したかどうか。

(3) 市民では自治会加入率、あるいはNPO法人数、公益的な市民団体、あるいは文化的サークルの数など。もちろん、協働事業数も(1)と同様にあります。

この作業に関しては資料の読み込みや聞き取り調査などが必要です。審議会のみで行うのは不可能だと思われる所以、NPOや行政評価作業の経験のある市民グループなどに委託して実施します。当然、企画課を筆頭とした各課の聞き取り調査や資料提供なしにはなしえないので、行政と市民との協働作業となるでしょう。

2. その指標を推進会議は審議し、また指標に沿ったチェックができる体制を行政内部に持つのか、外部に持つのか審議する。

3. 自治基本条例の深化と広報に関するアイデアを市長に提案する。ただ、羅列的に出すのではなく討議をして練り、優先順序もはかる。

たとえば、

(1) 自治基本条例の情報共有・参加・協働を実践した個人・団体を表彰する「自治大賞」のようなコンテストを行う。

(2) 「まちづくり」の現状を伝えたり、市民、職員、研究者のまちづくりへの考え方や実践の発表の場とする「自治のまちづくり」に特化したニュースレターを年2回発行する。部数は多くなくてもいいので、WEBで読めるような形式をとる。

(3) 自治のまちづくりのモデル事業を公募して、市や市民、団体の協働で行う。

4. 各条例が自治基本条例と整合性があるかどうかは、市の法制担当が年次目標を定めて(5か年など)条例チェック作業を進めたほうがよいと思われます。問題があった条例について、関連審議会と推進会議で分担して改正案を作成するのが現実的と思います。

越谷市自治基本条例推進委員をお受けして

委員

越谷市自治基本条例、この素晴らしい条例が施行されて早や二歳半、  
然しながらその存在すら知らぬ市民が大多數である事も又事実です。

是では折角の宝物も絵に書いた餅に終つてしまひます。前期推進委員の方々もそれを危惧され、その周知・普及の方法に就て熟考され答申書に盛り込まれていると感じ入っております。従つて私共本期推進委員はその実行に取り組まねばと肝に銘じております。

答申書を読み終えて、夫々皆大事で有効な方法と思ひますが特に最初に掲げられた易しくした小パンフレットを作製し小学校の高学年配付して、総合学習の時間に取り上げてもらう方法は最も実行し易く効果も大きいのではないか。どうか。

小学校の高学年と云えば、集団登校や運動会、学芸会等で役目へ就く、組織内でのリーダー、責任者を経験する最初の年代であり智識発展盛んな世代でもあります。この学習の中で越谷市の良き街創りは、私達越谷市民の力で作り上げたのだ」と云う自立自治の大きな目標に少しでも関心や興味を示す子がクラスで二人でも三人でも出てくれれば大成功です。

越谷全体で見れば何百人と言う數となり、十年後にはその十倍となる計算です。而も彼等彼女等が成って私達の協働に参画本來は近十年とはからないです。